

<用紙2.>

茨城県立取手第一高等学校長 殿

令和 年 月 日

保護者名 _____

学校感染症治癒報告書

1. 生徒氏名 _____ 年 組 番 氏名 _____

2. 病名 _____

3. 受診した医療機関名 _____

4. 受診日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 発症日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6. 治癒日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〈保護者の皆様へ〉

裏面の「出席停止の基準」をよくお読みになり、必ずその期間は自宅療養をお願いいたします。

薬剤説明書等またはその写しを添付（※必ず）

※以下、校内処理

校 長	教 頭	教務主任	保健主事	学年主任	担 任

学校感染症の扱いについて

1、学校感染症の種類(学校保健安全法施行規則第18条で定められている)

分 類	病名	潜伏期間	主な感染経路	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群			治癒するまで。
第2種	新型コロナウイルス感染症		飛沫感染	発症後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ★
	インフルエンザ	1～ 4日	飛沫感染	発病後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで。
	百日咳	5～21日	〃	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	7～18日	空気感染	解熱後、3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	12～25日	飛沫感染	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。
	風しん	14～23日	飛沫、母子感染	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	10～21日	空気感染	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	2～14日	飛沫感染	主要症状消失後、2日を経過するまで。
	結核	2年以内	空気感染	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	3～ 4日	飛沫感染	
第3種	コレラ	数時間～5日	経口感染	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	細菌性赤痢	1～7日	〃	
	腸管出血性大腸菌感染症	10時間～8日	〃	
	腸チフス	3～60日	〃	
	パラチフス	3～60日	〃	
	流行性角結膜炎	2～14日	飛沫感染	
	急性出血性結膜炎	1～ 3日	経口感染	
その他 ※あらかじめ特定の疾患を 定めてあるものではない。	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる。			

★「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱していること、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。